

習志野市放課後児童健全育成事業条例（案）

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 育成事業の設備及び運営に関する基準（第 2 条—第 4 条）

第 3 章 本市が実施する育成事業（第 5 条—第 11 条）

第 4 章 雑則（第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）の設備及び運営に関する基準及び本市の育成事業に関する基本的事項を定めることにより、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第 2 章 育成事業の設備及び運営に関する基準

（育成事業の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定による条例で定める育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第 4 条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

（運営規程）

第 3 条 放課後児童健全育成事業者が規程に定めておかなければならない事業の運営についての重要事項は、省令第 14 条各号に定めるもののほか、習志野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条の暴力団及び暴力団員等の排除に関する事項とする。

（事故発生時の対応）

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が

発生した場合は、省令第21条の規定に基づき連絡を行う等の必要な措置を講じるほか、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告しなければならない。

第3章 本市が実施する育成事業

(育成事業の実施)

第5条 本市は、児童の健全な育成に資するため、法第6条の3第2項に規定する育成事業を実施する。

2 育成事業は、前章に規定する設備及び運営の基準に基づいて行うものとする。

3 育成事業の実施場所（以下「児童会」という。）は、地域の実情を勘案し、別に定める。

(開所時間及び休所日)

第6条 児童会の開所時間及び休所日は、別に定める。

(入会の要件)

第7条 児童会に入会できる者は、本市に住所を有し、小学校に就学中の児童であって、保護者の労働等により他に保護者に代わる者のいないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた児童は、児童会に入会することができる。

(入会の許可)

第8条 前条に規定する児童（以下「児童」という。）を児童会に入会させようとする当該児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、児童会の利用を制限することができる。

(1) 感染症の疾病を有する者

(2) 心身の障害で育成事業に耐えることができない者

(3) その他児童会の管理運営上支障があり、市長が不相当と認めた者

(入会許可の取消し)

第10条 市長は、入会の許可を受けた児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童の入会の許可を取り消すことができる。

(1) 児童が第7条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 児童が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(児童育成料)

第 11 条 第 8 条の規定による許可を受けた保護者は、児童育成料を納付しなければならない。

2 児童育成料は、児童 1 人につき月額 8,140 円とし、毎月末日までに納付しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する児童育成料を減額又は免除することができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

(習志野市放課後児童健全育成事業条例の廃止)

2 習志野市放課後児童健全育成事業条例（平成 13 年条例第 1 号。以下「廃止前の放課後児童健全育成事業条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の放課後児童健全育成事業条例第 6 条の規定によりされている許可は、第 8 条の規定によりされた許可とみなす。

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に廃止前の放課後児童健全育成事業条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例に相当の規定のあるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。